主 文 原判決を破棄し、本件を京都地方裁判所に差し戻す。 理 由

上告代理人小林為太郎の上告理由について。

〈要旨〉調停調書において、相手方が申立人に対する過去の延滞賃料債務を一定の時期に支払うべく、その支払を怠〈/要旨〉つたときは相手方は建物の賃借権を失い、直ちにその建物を申立人に明け渡すべき旨の条項の記載のある場合、相手方がその支払を怠つていないことを理由として右債務名義に基く執行を排除しようとするには、執行文付与に対する異議の申立又は異議の訴によることもできるし、また請求に関する異議の訴によることもできるものと解するのを相当とする。

前示の調停条項を定めてある場合、債務者が弁済したことの立証責任は一般の原則にしたがつて債務者である相手方にあるものであつて、債粋者である申立人は執行文付与を求めるに際し債務者が支払を怠つていることを証明する必要はない。もし債権者か弁済のないことを証明書をもつて証明することを要するものと解するならば、これはほとんど不可能であろうから、債権者は一々民訴法五二一条により執行文付与の訴を提起しなればならない結果となる。

行文付与の訴を提起しなればならない結果となる。 このように考えると、右の場合は同法五一八条二項に定める債権者が証明書をもつて条件を履行したことを証するときにあたらないから、同法五四六条前段にに対する異議の訴を提起することはできないようのところによって執行文付与に対する異議の訴を提起することはできないようの表しながら、前示の調停条項を定め債務名義に表示された給付義務に実体上の変動が生じたことを主張するものでは当初から相手方が一定の時期に支払を怠ることをき主張するものでは当初から相手方が一定の時期に支払を怠ることを主張するものとを主張するに表示された停止条件が成就したかが争われているにはおいて同法五四六条前段の場合に類似しているから、債務者は調停条項に定めたによいて同法五四六条前段の場合に類似してに対してに対けて対けるとを理由として同法五二二条により執行文付与に対する異議の訴を提起るこすとがでぎるものと解すべきである。

マでに説明したとおり、前示り調停条項を定める義に表示された給付義務の発生は当初から相手方が一定の時期に支払を怠ることを主張するものでは見務名義に表示された給付義務に実体上の変動があることとを主張するものでは見える。しかしながら、債務名義に表示された請求の実体に関する争であるから、債務名は同法五四五条に定める請求異議の訴を提起することとがけないとう。 者は同法五四五条に対しないとする異議の訴を提起することを妨げないものと解する。もしこのように解しないとするならば債権者が右債務名義に基く強制済手をしようとすることが明白な場合にも、執行文が付与されるまで、執行文付与と表することができず、その保護に欠けることとなる。 このように債務者は前示債務名義に基く執行を排除するについて、執行文付与に表することができず、その保護に欠けることとなる。

このように債務者は前示債務名義に基く執行を排除するについて、執行文付与に対する異議の申立、執行文付与に対する異議の訴、又は請求に関する異議の訴の三者のいずれによることも許されるが、これかため債権者はとくに著しい不利益を被るものということはできない。

よつて民訴法四○七条一項に従い主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 熊野啓五郎 裁判官 岡野幸之助 裁判官 山内敏彦)